

令和 7 年 8 月 8 日

【照会先】

神奈川県労働局 労働基準部 賃金室

室 長 木村 隆志

監察監督官 大屋 季之

(電話) 045(211)7354

報道関係者 各位

神奈川県最低賃金額 63 円の引上げへ ー 本日、神奈川地方最低賃金審議会が答申 ー

神奈川地方最低賃金審議会（会長 赤羽 淳）は、神奈川県労働局長（児屋野 文男）から神奈川県最低賃金の改正について、本年 7 月 3 日（木）に諮問を受け、調査審議を重ねてきたが、本日、同局長に対し、以下のとおり改正することが適当であるとの答申（別添参照）を行った。

- 時 間 額 1, 2 2 5 円 （現行 1, 1 6 2 円）
- 引 上 額 6 3 円
- 引 上 率 5. 4 2 %

今後は、この答申を受け、異議申出の公示などの諸手続を経て、神奈川県最低賃金額が決定されることになる。

改正額の効力発生日は、令和 7 年 1 0 月 4 日の予定である。

【参考：神奈川県最低賃金額及び前年上昇率、上昇額】

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
最低賃金額	1,040	1,071	1,112	1,162	1,225
対前年度上昇率	2.77	2.98	3.83	4.49	5.42
対前年度上昇額	28	31	41	50	63